個人情報ファイルの名称	ふれあい入浴利用者台帳システム	
区の機関	区長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者施策課	
個人情報ファイルの利用目的	ふれあい入浴を実施するため	
記録項目	1氏名 2住所 3生年月日 4電話番号 5申請年月日 6発行(更新)年度 7再発行年月日 8入浴カード発行番号9資格 異動年月日 10資格異動内容	
記録範囲	ふれあい入浴利用者及びその家族等	
記録情報の収集方法	各浴場でふれあい入浴カード新規発行・紛失時に、発行者が申請書 へ情報を記載をする。記入された申請書を区が随時回収する。	
要配慮個人情報の有無	□ 含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者	
開示等請求を受理する組織の名称	(名称)政策経営部情報管理課情報公開係	
及び所在地	(所在地) 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
四八 日刊 ノ ア ゴ ブロッパ里が	政令第21条第7項に該当するファイル ② 有 □ 無	
備考		

個人情報ファイルの名称	長寿応援ポイント制度台帳管理	
区の機関	区長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者施策課	
個人情報ファイルの利用目的	長寿応援ポイント制度事業実施のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	長寿応援ポイント事業参加者、ポイント管理者及び団体の代表者	
記録情報の収集方法	団体活動に関する情報は団体登録申請書に基づき収集し、ポイント 交換申請者に関する情報は申請時ポイントシール台紙に本人が記載 の情報及び本人同意により住民基本台帳より収集した情報を、委託 事業者がシステムに入力。	
要配慮個人情報の有無	□ 含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者	
開示等請求を受理する組織の名称	(名称)政策経営部情報管理課情報公開係	
及び所在地	(所在地)〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1−15−1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル☑有□無法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考	「別紙」の記録項目のうち、1~8は団体活動に関するもの。9~ 25はポイント交換申請者に関するもの。	

別紙【 長寿応援ポイント制度台帳管理 】

אלון נינל		、対心波がインド 門及口収音社 】	
	1	代表者氏名	36
記	2	代表者住所	37
	3	代表者連絡先	38
	4	ポイントシール管理者氏名	39
	5	ポイントシール管理者住所	40
	6	ポイントシール管理者連絡先	41
	7	活動団体名	42
	8	活動名	43
	9	ポイント交換申請者氏名	44
	10	ポイント交換申請者住所	45
	11	ポイント交換申請者生年月日	46
	12	ポイント交換申請者性別	47
録	13	交換申請ポイント数	48
	14	商品券交換ポイント数	49
	15	長寿応援ファンド寄付ポイント数	50
	16	その他の寄付ポイント数	51
	17	寄付先団体名	52
	18	繰越ポイント数	53
	19	ポイント交換申請年月日	54
	20	ポイント交換申請者電話番号	55
	21	商品券発送年月日(商品券交換年月日)	56
	22	商品券交換実績	57
項	23	個人コード	58
	24	異動年月日	59
	25	異動事由	60
	26		61
	27		62
	28		63
	29		64
	30		65
	31		66
	32		67
	33		68
目	34		69
	35		70
_			

個人情報ファイルの名称	長寿祝品贈呈システム		
区の機関	区長		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者施策課		
個人情報ファイルの利用目的	○敬老・長寿祝い品を贈呈するため ○100歳以上高齢者の生活状況を把握するため		
記録項目	別紙のとおり		
記録範囲	長寿祝品贈呈対象者		
記録情報の収集方法	対象者への調査により記録情報を取得し、システムを利用する区職 員による入力を行う		
要配慮個人情報の有無	□ 含む		
記録情報の経常的提供先	民間事業者		
開示等請求を受理する組織の名称 及び所在地	(名称)政策経営部情報管理課情報公開係		
	(所在地) 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1 1 5 1		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等			
	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)	
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当するファイル ☑有 □無	, , ,	
備考			

別紙【 長寿祝品贈呈システム 】

別സ	•	技寿(抗品賠主ンステム 】	
	1	氏名	36
記	2	住所	37
	3	生年月日	38
	4	性別	39
	5	電話番号	40
	6	訪問希望の有無	41
	7		42
	8		43
	9		44
	10		45
	11		46
	12		47
録	13		48
	14		49
	15		50
	16		51
	17		52
	18		53
	19		54
	20		55
	21		56
	22		57
項	23		58
	24		59
	25		60
	26		61
	27		62
	28		63
	29		64
	30		65
	31		66
	32		67
_	33		68
目	34		69
	35		70

個人情報ファイルの名称	老人福祉システム
 区の機関	区長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者施策課、高齢者在宅支援課
個人情報ファイルの利用目的	○高齢者実態調査を実施するため。 ○高齢者のしおりを配布するため。 ○敬老事業対象者へ案内状等の発送をするため。 ○高齢者訪問を実施するため ○東京都高齢者調査を実施するため ○高齢者に対して、主に介護保険サービスの補完的な生活支援等を 行うため ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に規定された事務を行うため ○地域包括支援センターの事業を行うため
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	○高齢者実態調査の対象者 ○65歳以上の区民及び同区民のいる世帯の世帯主 ○おおむね70歳以上の区民 ○長寿祝品贈呈対象者 ○要介護認定の該当者、非該当者、その他生活支援を必要とする高 齢者等
記録情報の収集方法	○住基から電算記録を抽出○申込情報を区職員が入力(敬老事業のみ)○他課で保有している情報から収集
要配慮個人情報の有無	☑ 含む
記録情報の経常的提供先	民間事業者、東京都
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)政策経営部情報管理課情報公開係
	(所在地) 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_

個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
	政令第21条第7項に該当するファイル	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	☑有 □無	
備考		

別紙【 老人福祉システム 】

別机	1 2	人倫化ンステム	
	1	氏名	36 民生委員担当地区
記	2	カナ氏名	37 民生委員名
	3	郵便番号	38 介護認定年月日
	4	住所	39 サービス提供年月
	5	方書	40
	6	性別	41
	7	生年月日	42
	8	宛名番号	43
	9	処理日	44
	10	基本異動日	45
	11	基本異動事由	46
	12	住民日異動日	47
録	13	住民日異動事由	48
	14	非住民日異動日	49
	15	非住民日異動事由	50
	16	転入出区分	51
	17	転入出郵便番号	52
	18	転入出住所	53
	19	転入出方書	54
	20	通称名カナ	55
	21	通称名	56
	22	異動事由	57
項	23	連番	58
	24	電話番号	59
	25	発行番号	60
	26	席エリア	61
	27	第1希望	62
	28	第2希望	63
	29	第3希望	64
	30	グループ番号	65
	31	当選回	66
	32	通し番号	67
	33	ケア24	68
目	34	優先度	69
	35	年齢	70